

令和7年度 西原町まちづくり推進協議会補助金交付事業 募集要項

本公募は、令和7年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に募集の手続きを行うものです。

事務局での交付団体の決定や予算の執行は、令和7年度予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

1. 目的

西原町のまちづくりに資するものとして、本協議会の活動の趣旨に準じた事業を実施するものに対して補助を行うことを目的とする。

※ 【企画提案型】の交付事業は、本協議会の活動趣旨に沿うものと認められる取組みに対し、その事業提案を申請した団体の実施する事業に対して補助金を交付し、まちづくりの振興を図るものです。

※ 【支援型】の交付事業は、活動内容が本協議会の趣旨に沿うものと認められる団体等に対して補助金を交付し、団体の既存の活動を支援するものです。

2. 交付の対象となる団体

(1) 本協議会を構成する委員及び属する団体（本協議会の目的に賛同する地域住民組織その他関係機関団体等をいう。）

(2) 上記以外で本協議会の活動趣旨に沿うものと認められる西原町内で活動する団体

※ 【支援型】について、上記(1)、(2)以外に、(1)の委員及び属する団体から推薦のあった団体（非営利活動を行う団体等とし、法人格の有無は問わない。）も対象となる。

3. 交付の対象となる事業

(1) 西原町「町民憲章」を推進し、協議会の活動を普及啓発する事業

(2) 風光明媚な地域特性を活かした、文化・教養の香り高い住みつづけたいまちづくり事業

(3) 働みつづけた企業誘致並びに育成事業

(4) 高齢者にやさしい安らぎのある豊かなまちづくり事業

(5) 青少年の健やかな育成を図る事業

(6) 土地利用計画、交通網整備その他必要と認められる事業

○西原町「町民憲章」

わたしたちは、西原町民としての自覚と誇りをもち、「人間性豊かな文教のまち」をめざし、恵まれた地理的条件を生かし、明るく住みよい平和なまちをつくるため、この憲章を定めます。

一、わたしたちは、緑を豊かにし、美しいまちをつくりましょう。

一、わたしたちは、つねに学び、文化の高いまちをつくりましょう。

一、わたしたちは、だれにも親切にし、お互いに助け合いましょう。

一、わたしたちは、勤労感謝の心を養い、物を大切にしましょう。

一、わたしたちは、スポーツに親しみ、健康の増進につとめましょう。

4. 補助金交付額

予算の範囲内で決定するものとし、1 件あたりの上限額は 100,000 円（千円未満切り捨て）

- ・ 補助金交付は、予算の範囲内で決定されます。
- ・ 交付回数は 1 団体につき 1 年度 1 回を上限とします。

5. 補助対象事業期間

交付決定の日（7 月中に交付決定する予定）から令和 8 年 2 月 27 日(金)まで

6. 募集期間 令和 7 年 6 月 2 日（月）～6 月 25 日(水)

7. 応募方法

所定の様式に記入の上、募集期間内に下記へ提出してください。（郵送の場合は必着）

(1) 応募時の提出書類

【企画提案型】

- ① 西原町まちづくり推進協議会補助金交付申請書（様式 1）
- ② 補助事業計画書（様式 1 別紙 1）
- ③ 収支予算書（様式 1 別紙 2）
- ④ 団体の活動がわかる書類（設置規則・総会資料・会員名簿等）

【支援型】

- ① 西原町まちづくり推進協議会補助金交付申請書（様式 1－2）
- ② 補助事業計画書（様式 1－2 別紙 1）
- ③ 収支予算書（様式 1 別紙 2）
- ④ 団体の活動がわかる書類（設置規則・総会資料・会員名簿等）

※本要項や様式のデータは、西原町ホームページより入手することができます。ホームページの新着情報から募集ページにアクセスして、データを入手してください。

(2) 提出先

西原町まちづくり推進協議会 事務局（西原町役場 企画財政課内）

〒903-0220 沖縄県中頭郡西原町字与那城 140 番地の 1

電話：098-945-4533 FAX：098-946-6086

8. 補助金交付団体の選考、決定

- ・ 申請された事業計画書等を、本協議会で審査した上で補助の可否を決定します。（応募したものに対して交付が確約されるものではありません）
- ・ 1 団体あたりの上限額は 10 万円であるが、補助額は予算の範囲内で決定するため申請額が満額交付決定されない場合があります。

- ・ これまでの本補助金の交付実績や、他の助成事業の支給実績も判断材料になります。これまで交付実績のある団体は優先順位が下がることがあります。
- ・ 補助金交付前に購入したもの、支払ったものは補助金の対象外となります。(企画提案型のみ)

9. 実績報告

補助交付の決定を受けた事業を完了したときは、所定の様式で提出してください。

(1) 提出書類 ※ 補助決定団体へ配布

- ・ 西原町まちづくり推進協議会補助金実績報告書（様式3）、（様式3 別紙1）
- ・ 収支決算書（様式3 別紙2）（企画提案型のみ）

※ 実績報告の提出期限：令和8年3月3日(火)

■ 事業の流れ（参考）

【企画提案型】

【**交付申請**】 交付申請書（様式 1）等を西原町まちづくり推進協議会の事務局に提出する。



《選考審査の実施》

【**交付決定**】 交付決定通知書（様式 2）を受領する。



【**事業開始**】 事業期間内に完了するように、申請した事業を実施。

※ 必要と認められた場合は、交付決定額の 9 割を上限として前金払の請求が可能。（千円未満切り捨て）



【**事業完了**】 実績報告書（様式 3）等を事務局に提出する。



【**補助金の受領**】 補助金交付額確定通知書（様式 4）及び補助金を受領する。

【支援型】

【**交付申請**】 交付申請書（様式 1－2）等を西原町まちづくり推進協議会の事務局に提出する。



《選考審査の実施》

【**交付決定**】 交付決定通知書（様式 2）を受領する。



【**補助金の請求・受領**】 補助金(精算)請求書を提出し、補助金を受領する。



【**事業実施**】 団体等の活動そのものへの支援として、補助を実施する。



【**事業完了**】 実績報告書（様式 3）等を事務局に提出する。